

## 目次

- ・はじめに
- ・大阪府福祉のまちづくり条例 条例前文

### ■序章

1	目的	序章-1
2	誰もが出かけられるまちづくりに必要な視点	序章-1
3	施設の計画・設計	序章-14
4	施設の管理・運営	序章-26
5	バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例による整備基準	序章-32
6	建築物の手続き	序章-41

### ■建築物等の整備方針

#### <建築物等の整備方針の見方>

1	敷地内の通路	P. 1-1
2	出入口	P. 2-1
3	廊下等	P. 3-1
4	階段	P. 4-1
5	傾斜路	P. 5-1
6	エレベーター	P. 6-1
7	エスカレーター	P. 7-1
8	便所	P. 8-1
9	駐車場	P. 9-1
10	ホテル又は旅館の客室	P. 10-1
11	浴室等	P. 11-1
12	標識	P. 12-1
13	案内設備	P. 13-1
14	案内設備までの経路	P. 14-1
15	子育て支援設備	P. 15-1
16	造作設備（手すり・カウンター・自動販売機等）	P. 16-1
17	劇場、競技場の客席等	P. 17-1
18	知的障がい・精神障がい（発達障がい含む）支援設備	P. 18-1
19	避難設備等	P. 19-1
20	バリアフリー情報の公表（ホテル又は旅館）	P. 20-1
21	小規模店舗等（小規模店舗における設計ガイドライン）	P. 21-1